

## 八代市吹付けアスベスト除去等事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付国官第2317号。以下「国の要綱」という。）の規定に基づき、国の要綱附属第Ⅱ編第1章第16－（12）－②第3第1項第三号に掲げる事業を行う者に対し、八代市吹付けアスベスト除去等事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、八代市補助金等交付規則（平成17年八代市規則第170号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において使用する用語の意義は、国の要綱で定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) アスベスト 石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）第2条に規定する石綿等をいう。
- (2) 吹付けアスベスト等 耐火性能、吸音性能等を確保するために、建築物の壁、柱、天井等に吹付け工された吹付けアスベスト及び吹付けロックウールでその含有する石綿の重量が当該建築建材の重量の0.1パーセントを超えるものをいう。
- (3) アスベスト除去等 吹付けアスベスト等の除去、封じ込め又は囲い込みをいう。
- (4) 建築物石綿含有建材調査者 建築物石綿含有建材調査者講習登録規程（平成30年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号）第2条第2項又は第3項に規定する者をいう。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次条に規定する補助対象建築物のアスベスト除去等を行う事業であって、事業計画策定等を建築物石綿含有建材調査者が行うとともに、当該計画に基づく現場体制に基づき実施するものとする。

(補助対象建築物)

第4条 補助金の交付の対象となる建築物（以下「補助対象建築物」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす建築物とする。

- (1) 本市の区域内に存する民間建築物（国、地方公共団体その他の公共団体又はこれらの者に準ずる者が所有権等を有する建築物以外の建築物をいう。）であること。
- (2) 露出して施工されている吹付け建材について調査を行い、石綿をその重量の0.1パーセントを超えて含有していると確認された建築物であること。
- (3) 過去に補助金の交付を受けて、又は他の補助金等の交付を受けてアスベスト除却等をしていないこと。
- (4) 仮設建築物でないこと。

(補助対象者)

第5条 補助金の交付の対象となる者は、補助対象建築物を所有する者又は共同住宅等の管理組合（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条の規定に基づく管理組合をいう。）の代表者等で、次に掲げる要件の全てに該当しているものとする。

- (1) 市税を滞納していない者であること。
- (2) アスベスト除去等工事に関し、他の補助金等の交付を受けていない者であること。

(補助対象経費及び補助金の額)

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる費用とする。ただし、原則として、復旧に要する費用を除く。

- (1) アスベスト除去等に要する費用
- (2) 耐火性能を有するアスベストを除去した結果、露出した鉄骨等の部材等について、建築基準法令の求める耐火性能を満たすために必要な耐火被覆等の施工を行うための費用
- (3) 特定行政庁からアスベスト除去等の勧告を受けたものにあつては、補償費

2 補助金の額は、国の要綱に基づき、市長が算定した補助対象経費の3分の2以内とし、250万円を上限とする。

3 前項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめアスベスト除去等工事を行う前に、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 計画の策定等を建築物石綿含有建材調査者が行った補助事業実施計画書（様式第2号）
- (2) 案内図、配置図、建築物平面図、展開図、天井伏図等（対象箇所を明示したもの）
- (3) 現況写真（建築物及び吹付けアスベスト等が施工されている箇所）
- (4) アスベスト含有分析調査の結果を証する書類の写し
- (5) 建築物の所有者が分かる書類の写し
- (6) 工事費見積書及び積算内訳書の写し
- (7) 関係法令等の規定に基づく届出の写し（届出に添付する書類の写しを含む。）
- (8) 施工計画書及び工程表
- (9) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第8条 市長は、前条の規定により補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（変更事項等の承認申請）

第9条 申請者は、第7条の規定により申請した内容を変更しようとするときは、補助金交付変更申請書（様式第4号）に関係書類を添えて市長に提出し、その承認を得なければならない。

2 市長は、前項の申請を受けたときは、その内容を審査し、補助金交付決定変更の適否を補助金交付決定変更承認（不承認）通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（事業廃止の承認申請）

第10条 申請者は、補助事業を廃止しようとするときは、補助事業廃止承認申請書（様式第6号）を市長に提出し、その承認を得なければならない。

2 市長は、前項の承認をしたときは、補助事業廃止承認書（様式第7号）により申請者に通知するものとする。

（報告事項）

第11条 申請者は、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に定める報告書により市長に報告しなければならない。

- (1) 補助事業の中止又は廃止を市長が承認したとき 補助事業完了（又は廃止）実績報告書（様式第8号）
- (2) 補助事業が翌年度にわたるとき 年度終了実績報告書（様式第9号）
- (3) 補助事業の完了予定日を延期する必要があるとき 完了期日延期報告書（様式第10号）
- (4) 第10条第1項に定める申請を行うとき、又は市長が必要と認めるとき 事業進行状況報告書（様式第11号）

（実績報告等）

第12条 第8条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助事業が完了したときは、速やかに補助事業完了（又は廃止）実績報告書に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、その確認を受けなければならない。

- (1) 契約書及び領収書の写し
- (2) 工事写真（着工前・施工各工程・施工完了・機器・資材等）
- (3) 産廃処分に係るマニフェストの写し
- (4) アスベスト粉塵濃度測定結果
- (5) 実施工程表
- (6) その他市長が必要と認める書類

（補助事業のしゅん工検査）

第13条 交付決定者は、補助事業が完了した場合、速やかに補助事業しゅん工検査要請書（様式12号）に関係書類等を添えて市長に提出し、その検査を受けなければならない。

2 前項の規定による検査の結果、市長は、施行者が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従って事業を遂行していないと認めたときには、補助対象者にこれらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずることができる。

（補助金額の確定）

第14条 市長は、第12条第1項の規定による実績報告を受けたときは、その内容について補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及び関係法令等に適合するかを審査し、適合すると認めるときは、補助金の

額を確定し、補助金額確定通知書（様式第13号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の交付及び請求）

第15条 交付決定者は、前条の規定による通知を受けたときは、補助金交付請求書（様式第14号）により補助金の交付を市長に請求しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求を適当と認めるときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第16条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）虚偽の申請等による不正の事実が判明したとき。

（2）適正なアスベスト除去等工事でなかったことが判明したとき。

（3）その他補助金の交付が適当でないと市長が認めるとき。

2 前項の規定は、補助金額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、前2項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、補助金交付決定（額の確定）取消通知書（様式第15号）により当該交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第17条 市長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、交付決定者に対し、補助金返還命令書（様式第16号）により期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（補助金の経理）

第18条 交付決定者は、補助金の経理を明らかにする帳簿を作成し、事業完了後5年間関係書類とともに整理し、保管しなければならない。

2 交付決定者は、市長が必要と認めるときは、前項の帳簿及び関係書類を提示しなければならない。

（維持管理義務）

第19条 交付決定者は、補助事業完了後において当該建築物を適正に管理し、又は当該建築物の権利者若しくは管理者として適正に維持管理させなければならない。

2 市長は、補助事業完了後において、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、補助事業に係る建築物について調査し、又は交付決定者に対して報告を求めることができる。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。